

12

中央会月刊誌



中小企業かごしま

2019 第774号

■ 特集：平成30年労働者派遣法改正の概要（同一労働同一賃金）



「薩摩焼」



ここは、
芋の
酒の
国。



華やかにして、美しき味わい。

産地呼称。
それは、信頼の証です。

GI Satsuma



薩摩焼酎

「黒麹仕立て 桜島」は、
鹿児島県産さつま芋だけ
を使い、南薩摩で蒸留瓶
詰めされた生粋の「薩摩
焼酎」であることを公的機
関より認証されています。



南薩摩さつま芋仕込
桜島
さくらじま
黒麹仕立て

「黒麹仕立て 桜島」は、穫れ立ての
南薩摩産さつま芋を黒麹で丹念に
仕込み、芳醇な香りと深く濃い味わい
へと仕上げた生粋の薩摩焼酎。
焼き芋を思わせる香ばしさと、濃厚
なトロリとした甘さと旨さを持つ、
黒麹の特徴を存分に生かした本格
芋焼酎です。

飲酒は20歳を過ぎてから。飲酒運転は絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒はお控え
ください。お酒は楽しく適量を。本坊酒造株式会社 本社/鹿児島市南栄3丁目27番地 TEL099-210-1210 www.hombo.co.jp

CONTENTS

特集 平成30年労働者派遣法改正の概要(同一労働同一賃金)	2
中央会の動き	7
● 事務局協議会・組合士協会 合同視察で相互交流の機会に ～合同視察研修を開催～	
● アンガーマネジメントで生産性とサービスの質の向上を図る ～商業・サービス業研修会を開催～	
● 稲盛和夫氏に学ぶ経営学 ～組合員・組合役員講習会～	
● 食品産業の発展を目的に2日間の先進地視察を実施 ～鹿児島県食品産業協議会が先進地視察研修を開催～	
トピックス	9
● 中協法施行70周年及び団体法施行60周年 ～全国中央会が記念式典を開催～	
教えてぐりぶー!組合運営	11
● 第64回「理事の辞任届の効力」について	
業界情報	12
令和元年10月 情報連絡員報告	
倒産概況	15
令和元年11月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定	16



これからも、地域とともに。



山形屋

〒892-8601 鹿児島市金生町3番1号
電話(099)227-6111
www.yamakata.co.jp

働き方改革関連法による改正労働者派遣法により、令和2年4月に同一労働同一賃金が施行されます。公正な待遇を実現することを目的とする今回の改正について概要を掲載します。

1. 基本的な考え方

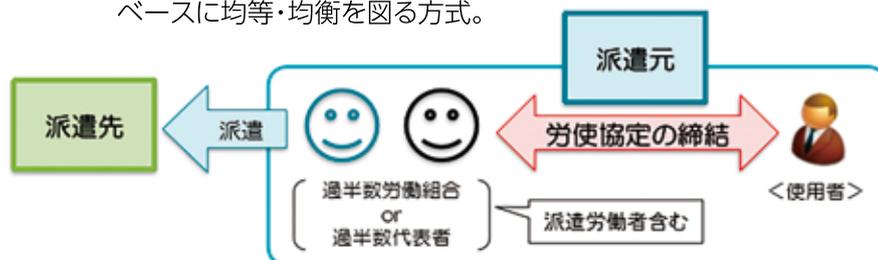
派遣労働者の待遇に関する納得感を考慮するため、派遣先の労働者との均等(=差別的な取扱いをしないこと)、均衡(=不合理な待遇差を禁止すること)は重要な観点です。しかし、この場合、**派遣先が変わるごとに賃金水準が変わり、派遣労働者の所得が不安定になる**ことが想定されます。また、一般に賃金水準は大企業であるほど高く、小規模の企業であるほど低い傾向にありますが、派遣労働者が担う職務の難易度が必ずしも企業規模によって変わるとは言えません。そのため、結果として、**派遣労働者個人の段階的・体系的なキャリアアップ支援に不整合が生じる**場合があります。こうした状況を踏まえ、派遣労働者の待遇について、派遣元事業主には、2つの決定方式のうちいずれかを確保することが義務化されます。もしもこれに違反した場合、罰金だけでなく**許可の取消し、事業停止命令、改善命令の対象**となりますので、2020年4月の改正法施行に向けて着実に準備を進めていく必要があります。

2. 同一労働同一賃金を実現するための二つの待遇決定方式

- ① **派遣先均等・均衡方式**: 派遣先で同じ業務をしている通常の労働者の給与をはじめとする待遇をベースに、均等・均衡を図る方式。



- ② **労使協定方式**: 派遣会社において、その派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する「一般労働者の平均賃金の額(賃金水準)」を**労使協定**によって定め、それをベースに均等・均衡を図る方式。



協定を書面で締結していない場合、協定に必要な事項が定められていない場合、協定で定めた事項を遵守していない場合、過半数代表者が適切に選出されていない場合には、【労使協定方式】は適用されず、【派遣先均等・均衡方式】が適用されます。



3. 労働者に対する説明義務の拡大

派遣労働者が不合理な待遇差を感じることをないよう、雇入れ時、派遣時、派遣労働者から求めがあった時には、派遣労働者への待遇に関する説明義務が強化されます。

① 雇入れ時の明示・説明

a ア～オの明示が必要です。

- ア 昇給の有無、イ 退職手当の有無、ウ 賞与の有無
 - エ 労使協定の対象となる派遣労働者であるか否か（対象である場合には、労使協定の有効期間の経期）
 - オ 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- ※ 労働基準法第15条に基づく労働条件の明示も行われます。

b 待遇決定方式に応じてカ～クの説明が必要です。

- カ 派遣先の通常の労働者との間で不合理な待遇差を設けない・差別的取扱いをしない旨
- キ 一定の要件を満たす労使協定に基づき待遇が決定される旨
- ク 賃金の決定に当たって勘案した事項（職務内容、成果、能力、経験など）

② 派遣時の明示・説明

a ①のア～エに加え、ケ・コの明示が必要です。（労使協定方式の場合は①の工のみ）

- ケ 賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金を除く）の決定等に関する事項、
 - コ 休暇に関する事項
- ※ 労働者派遣法第34条第1項に基づく就業条件等の明示も行われます。

b 待遇決定方式に応じて①のカ・クの説明が必要です。

③ 派遣労働者の求めに応じた説明

派遣労働者の求めにより、待遇決定方式に応じて次の事項の説明が必要です。
※ 派遣労働者が説明を求めたことを理由とする不利益取扱いは禁止されています。

【派遣先均等・均衡方式】の場合

- ◎ 派遣労働者と比較対象労働者の待遇の相違の内容 → 次の①および②の事項
 - ① 待遇の決定に当たって考慮した事項の相違の有無
 - ② 待遇の「個別具体的な内容」又は「実施基準」
- ◎ 待遇の相違の理由
 - 職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、待遇の性質及び待遇を行う目的に照らして、待遇差の理由として適切と認められるもの

【労使協定方式】の場合

- ◎ 賃金が、次の内容に基づき決定されていること
 - ・ 派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額と同等以上であるものとして労使協定に定めたもの
 - ・ 労使協定に定めた公正な評価
 - ◎ 待遇（賃金等を除く）が派遣元に雇用される通常の労働者（派遣労働者を除く）との間で不合理な相違がなく決定されていること等
- ※ 派遣先均等・均衡方式の場合の説明の内容に準じて説明

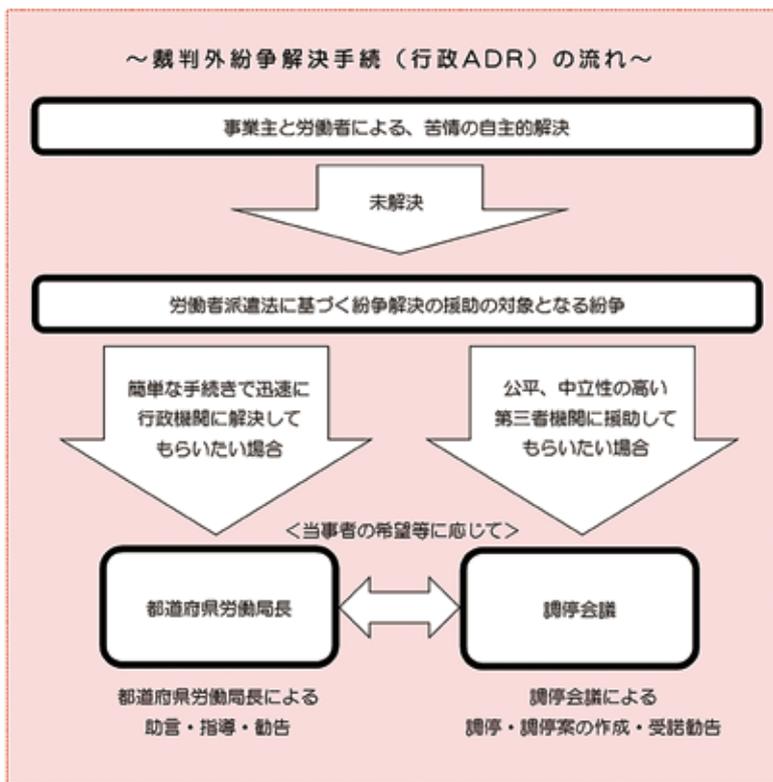
明示・説明の方法

- ①a → 「文書の交付」、派遣労働者が希望した場合の「ファクシミリ」または「電子メール等」
- ②a → 「文書の交付」、派遣労働者が希望した場合の「ファクシミリ」または「電子メール等」
※ 緊急時は、これらの方法以外の方法も認められています。
- ①b・②b・③ 書面の活用その他の適切な方法（資料を活用し、口頭により行うことが基本）

4. 行政による助言や裁判外紛争解決手続(行政ADR)

派遣労働者にとって訴訟を提起することは大変重い負担を伴うものです。今回の改正では、派遣労働者がより救済を求めやすくなるよう、都道府県労働局長による紛争解決援助や調停といった裁判外紛争解決手続(行政ADR)が整備されます。

この制度は無料で利用することができ、調停等の内容が公にされないため、プライバシーが保護されます。派遣元事業主及び派遣先は、派遣労働者が都道府県労働局長に紛争の解決の援助を求めたこともしくは調停を申請したことを理由として、**派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはいけません。**



自主的な解決が求められる事項

次の事項に関し、派遣労働者から苦情の申出を受けたとき、又は派遣労働者が派遣先に対して申し出た苦情の内容が派遣先から通知されたときは、苦情の自主的解決を図るよう努めなければなりません。

<派遣元事業主>

- ① 派遣先の通常の労働者との不合理な待遇差、差別的取扱いの禁止
- ② 労使協定に基づく待遇の決定
- ③ 雇入れ時・派遣時の明示・説明
- ④ 派遣労働者の求めに応じた説明と説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止

<派遣先>

- ① 業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練の実施
- ② 食堂、休憩室、更衣室の利用の機会の付与

自主的な解決が
困難な場合

次ページ

・行政による援助(助言・指導・勧告)

都道府県労働局長は、「派遣労働者と派遣元事業主との間の紛争」又は「派遣労働者と派遣先との間の紛争」に関し、現に紛争の状態にある当事者からその解決につき援助を求められた場合には、必要な助言、指導又は勧告(※)をすることができることとなります。

※都道府県労働局長による助言、指導及び勧告は、具体的な解決策を提示し、これを自発的に受け入れることを促すものであり、紛争の当事者にこれに従うことを強制するものではありません。

・紛争調整委員会による調停

「派遣労働者と派遣元事業主との間の紛争」又は「派遣労働者と派遣先との間の紛争」については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の適用を除外し、専門性と対応できる機能を併せ持った調停の仕組みの対象となります。

都道府県労働局長が、紛争の当事者から調停の申請があった場合において、紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に規定する紛争調整委員会において調停が行われることとなります。

- ・厚生労働省のホームページに、改正内容の詳細をまとめたパンフレット、不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアルなどの参考資料を公表しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000473039.pdf>

- ・ご不明な点は 鹿児島労働局 職業安定部 需給調整事業室 へお問い合わせください。TEL:099-803-7111



ありがとう 地域に感謝!

“郷土のくらしを見つめる”



奄美信用組合

理事長 手島 博久



奄美市名瀬幸町6番5号 TEL 0997-52-7111
<http://www.amamishinkumi.co.jp>



経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障

団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、鹿児島県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および鹿児島県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 南九州支社

〒892-0846 鹿児島県鹿児島市加治屋町18-8 大樹生命ビル2F TEL:099-226-6311
<https://www.taiju-life.co.jp/>

2019年4月1日より、三井生命は大樹生命に社名を変更しました。

大樹-KB-2019-159 (損保) B-2019-45 (2019.4)
B-2019-1049 (2019.4) 使用期限 2020.3.31

事務局協議会・組合士協会 合同視察で相互交流の機会に ～合同視察研修を開催～

11月15日(金)、鹿児島県中小企業団体事務局協議会(賀籠六和文代表幹事)及び鹿児島県中小企業組合士協会(久木留寛会長)の合同視察研修が開催され、イタックス南瀬トレーニングスクール(薩摩川内市)・イワシビル(阿久根市)などを視察しました。

イタックス南瀬トレーニングスクールは、イタックス(株)が薩摩川内市の閉校跡地利活用制度を活用して開所された外国人技能実習生研修施設です。施設内には、外国人技能実習生が日本語や一般知識などを学習する教室はもとより、宿泊・調理スペースなども整備されており、参加者は説明を受けながら施設内を見学しました。

続いて見学したイワシビルは、(株)下園薩男商店によって運営されており、1階がショップ・カフェ、2階が工場、3階がホテルとユニークな造りで、さまざまなメディアでも取り上げられています。ショップには同社商品に限らず地域の厳選した商品が取り揃えられているほか、工場では手作業で一つひとつ丁寧にイワシを瓶詰めする工程を見ることができ、同社のこだわりが感じられました。

参加者からは、活発な質疑が行われ、知見を広げる有意義な研修となりました。



視察研修の風景

アンガーマネジメントで生産性とサービスの質の向上を図る ～商業・サービス業研修会を開催～

11月16日(土)、鹿児島市の鹿児島県トラック協会において、鹿児島市リサイクル推進事業協同組合(田尻隆理事長)を対象に、「生産性とサービスの質を向上させる『アンガーマネジメント』」と題して、有限会社AEメディカル 鹿児島支社長 田之頭 智子 氏を講師に招き、商業・サービス業研修会を開催しました。

講師は、「怒りとは、自身の中にある理想と目の前で起きている現実のギャップが原因とされている。怒りの衝動をコントロールするには、怒りのピークが徐々に落ち着いていくとされる6秒間を待つこと、そして、その間に深呼吸をする、『大丈夫、大丈夫』、『大した事ない』等特定のフレーズを自分に言い聞かせ、気分を落ち着かせることが有効である。」と述べられました。

近年話題に上ったあおり運転による死亡事故や、国会議員による暴言報道を例にあげながら、怒りの感情をコントロールできなかったために、人生やキャリアを棒に振ったケースを紹介し、アンガーマネジメントの重要性を訴えました。

普段の生活のみならず職場における人間関係等あらゆる場面で活用できるため、参加者は今後のアンガーマネジメントや対人コミュニケーションの参考になった様子でした。



熱心に耳を傾ける参加者

稲盛和夫氏に学ぶ経営学

～組合員・組合役員講習会を開催～

11月20日(水)、鹿児島市の城山ホテル鹿児島において、組合員・組合役員講習会を開催しました。歴史上の人物を取り上げた著書を多数執筆し、第14回山本七平賞を受賞している作家 北 康利 氏を講師に、「思い邪なし～稲森和夫に学ぶ経営学～」と題して講話が行われました。

講師は、「稲盛氏は、生まれた環境が人生を左右するという考えにかねてから疑問を持っており、『思い邪なし』の精神と誰にも負けない努力でこれまで成功をおさめてきた。電電公社の民営化と通信自由化に伴い、NCC(新電電)の一つとして第二電電を発足させ、日本の通信料引き下げに大きく貢献したこともその一つである。このことから、だれにでもチャンスがあるということを証明している。明治維新の時代に、薩摩藩が江戸幕府をひっくり返してみせた。現代では、インターネットという大海原が広がっており、鹿児島から世界に向けてどれだけでも発信することができる。」と述べられました。

また、稲盛氏が公言する「従業員第一主義」の考え方や金融機関と良好な関係を築くことの重要性等についても講話があり、参加者は熱心に耳を傾けていました。講習会を通じて、稲盛氏をはじめ稀代の経営者や歴史上の偉人が大成した理由を知る機会となり、さまざまな気づきを得ることができたようです。



組合員・組合役員講習会の様子

食品産業の発展を目的に2日間の先進地視察を実施

～鹿児島県食品産業協議会が先進地視察研修を開催～

11月21日(木)～22日(金)にかけて、県内の食品関連の組合や事業者で組織する鹿児島県食品産業協議会(藤安秀一会長)が県内食品産業の発展を図ることを目的に先進地視察研修を行いました。

1日目は、22年前から養鰻を行う山田水産株式会社有明事業所を訪問し、無投薬で品質の高いウナギを生産するための取り組みや水の循環設備の管理等について説明を受けました。

続いて訪れた、有限会社そおりサイクルセンター大崎有機工場では、一般家庭や事業所から回収した生ごみを発酵させ、リサイクル肥料を生産する方法について学びました。

次に、大崎町役場では、平成27年度のふるさと納税において全国4位(町村では全国1位)の実績を上げるまでの苦労や今後の展望をお話いただきました。

2日目は、協同組合南州高山ミートセンターを訪問し、食肉文化の先進地であるヨーロッパの処理システムを導入し、日本初のHACCP取得や各種認証を受けた特徴的な豚の屠畜・解体・カットラインを見学しました。

参加者は、先進的な取り組みを前に活発に意見を交わし、有意義な時間となりました。



先進地視察研修の様子

中協法施行70周年及び団体法施行60周年

～全国中央会が記念式典を開催～

11月26日(火)、東京都のANAインターコンチネンタルホテル東京において、中小企業等協同組合法施行70周年、中小企業団体の組織に関する法律施行60周年を祝う記念式典が来賓及び関係者多数参加のもと盛大に開催されました。

当日は、宮本周司経済産業大臣政務官、河野義博農林水産大臣政務官、鈴木俊彦厚生労働事務次官ほか、多数の方々からお祝いの言葉が寄せられました。

式典では、他の模範となる優良組合、組合の発展に寄与した組合等功労者に対する表彰が行われ、全国で117の優良組合、181人の組合等功労者等が表彰されました。

本県関係者では、優良組合3組合、組合等功労者2人が受賞されました。

また、組合に勤務し、功績のあった組合専従職員409人に対する全国中小企業団体中央会会長表彰も行われ、本県から9人の組合専従優良職員が表彰されました。

【国土交通大臣賞】

優良組合 鹿児島共同配車センター事業協同組合

【中小企業庁長官賞】

優良組合 赤帽鹿児島県軽自動車運送協同組合
鹿児島県自動車車体整備協同組合

組合功労者 山崎 洋(鹿児島県防水工事業協同組合)
市坪孝志(鹿児島県橋梁構造物塗装協同組合)

【全中会長賞】

組合専従優良職員 阿多口 守(曾於建設業協同組合)
江口 定子(協同組合鹿児島県鉄構工業会)
中村 康敏(鹿児島総合卸商業団地協同組合)
村場 竜二(鹿児島市管工事協同組合)
飛松 達也(鹿児島物流ネットワーク協同組合)
武原 昭彦(永良部ガス事業協同組合)
園畠 知(出水建設業協同組合)
月野るり子(鹿児島県印刷工業組合)
西園 卓生(鹿児島県生コンクリート工業組合)



記念式典の様子

(順不同・敬称略)



鹿児島市の繁華街「天文館」に位置しショッピングや観光に
便利なシティホテル。
大小宴会場、料亭竹千代、ダイニング皇'(ひめらぎ)
鉄板焼き いずみ華鶴和牛薩摩など多数の飲食施設も充実。

ホテル・レクストン鹿児島

鹿児島県鹿児島市山之口町 4-20

ご予約
お問合せ ☎ 099-222-0505

お気軽にお問合せ下さいませ。



中央会 共済制度をご活用ください！

中央会では、中小企業の経営者や従業員の福祉向上のための各種共済制度を実施しております。
経営者・役員・従業員とそこご家族の安心の保障を準備するために中央会の共済制度をご活用ください。

従業員のための
退職金準備に

特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

経営者・従業員のための
万一の保障

団体扱生命保険

★オーナーズプラン

経営者の

各種リスクマネジメントのために

★パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート

団体扱※(月払)の場合、
一般扱(口座振替扱月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！

業務上の災害の備えに

業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまの労災事故などのリスクを
カバーする保険です。

病気やケガで働けなく
なったときのために

所得補償保険

病気やケガによる
入院・自宅療養により
働けなくなった場合に、
サポートする保険です。



組合と共に明日を拓く中央会

鹿児島県中小企業団体中央会

(総務企画課)

TEL : 099-222-9258 FAX : 099-225-2904

※団体扱とは、鹿児島県中小企業団体中央会が団体扱としてお申込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して各保険会社へ払い込む取り扱いのことです。一部対象とならない商品・契約がありますので、詳細はお問い合わせください。

第64回「理事の辞任届の効力」について

理事が辞任届を提出し、定款に定めた理事の定数を欠くことになった場合は、辞任以降に開催された理事会の決定事項について当該理事は責任を負うのでしょうか？



はい!お答えします!



新たに選任された理事が就任するまでは、残任義務があるため責任を負います。

組合と理事との関係は委任関係にあり、その委任関係の終了は相手方の承認を必要とせず一方的に終了させることができますので、辞任届をもって理事を辞任したことになります。

しかし、辞任により定款で定めた理事の定数を欠く場合は、辞任した理事は、新たに選任された理事が就任するまでは、理事として残任義務がある(※)ことから、辞任届を提出した後に開催された理事会の決定事項について、欠席の場合でも理事としての責任を負うこととなります。

※中小企業等協同組合法第三十六条の二 役員に欠員を生じた場合の措置

役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

詳しいことは、中央会指導員に相談して欲しいが〜



業界情報

(令和元年10月)

令和元年10月期における鹿児島県内45組合(傘下組合員数4,160社)の景況は次のとおり。

【前月比】

9月に比較し、あらゆる指標が軒並み悪化した。中でも、業界の景況や売上高、収益状況が大幅に悪化した。大きな要因として、10月からの消費税増税に伴う反動減の影響を受けた業界が多かったことが挙げられる。加えて、日本各地で発生した台風・大雨災害の影響を指摘する業界もみられた。

【DI値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	令和元年9月	令和元年10月	
業界の景況	-4	-15	↓
売上高	-2	-12	↓
在庫数量	1	-3	↓
販売価格	0	0	→
取引条件	-1	-3	↓
収益状況	-6	-18	↓
資金繰り	-4	-5	↓
設備操業度	-3	-5	↓
雇用人員	-5	-6	↓

※ 比較結果(数値の範囲) ↑ = +10以上 ↓ = -9以下 → = 0 ~ +4 ← = +5 ~ +9 ↘ = -1 ~ -9

【前年同月比】

業界の景況や収益状況の悪化等、景気回復の兆しを感じることは難しい。増税後の先行き不透明感を危惧する声も多数寄せられた。人材確保・育成や働き方改革への対応等の課題に直面している企業も少なくないようである。

【DI値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	平成30年10月	令和元年10月	
業界の景況	-14	-15	↘
売上高	-14	-12	→
在庫数量	-6	-3	→
販売価格	-1	0	→
取引条件	-3	-3	→
収益状況	-14	-18	↘
資金繰り	-8	-5	→
設備操業度	-3	-5	↘
雇用人員	-4	-6	↘

DI値とは、前月又は前年同月から「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

製造業

【食料品(味噌醤油製造業)】

消費税軽減税率導入前の9月後半に若干の駆け込み需要があった。その為、今月初めは少し落ち込んだが、後半にかけて持ち直しほぼ昨年並みに動いたようだ。ただし、大河ドラマの放映等で観光客が多かった昨年と違い、今年は観光客の伸びも鈍化しており、それに伴い業務用の出荷は昨年を下回っている。

【食料品(酒類製造業)】

(令和元年10月分データ)

(単位千0.%)

区分	H30.10	R1.10	前年同月比
製成数量	24,364.4	21,191.4	87.0%
移出数量	県内課税	2,978.1	86.4%
	県外課税	4,416.5	82.5%
	県外未納	2,614.4	105.2%
在庫数量	227,962.6	225,475.0	98.9%

【食料品(漬物製造業)】

増税の影響が消費者の引き締めムードが強いように感じる。増税対象ではないにもかかわらず、荷動きは芳しくない。

【食料品(蒲鉾製造業)】

台風19号や21号が千葉県を中心に各地に大き

な被害をもたらしたことに伴い、商品の発送停止や旅行客の激減等により土産品の売上が悪かった。さらに、原材料や副資材、物流費の高騰の影響で収支が悪化した月となった。原材料に使用するすり身は、高値が継続している。

【食料品(鯉節製造業)】

昨年同時期は原料価格が195円~215円となっていたが、今年は幾分安価になっているものの品質が芳しくない。消費が上がらず、このままの状況で進むと非常に厳しい展開が予想される。

【食料品(菓子製造業)】

秋とはいえ、外出に適した暖かい日が多かったことや、ハロウィンや運動会等の行事にも恵まれたため、洋菓子を扱うお店はそれなりの売上があったようだ。

【食料品(茶製造業)】

共販実績は前年度売上対比95%(前年同月売上対比64%)

【本場大島紬織物製造業】

生産反数は269反で、昨年同月に比べ63反減となった。

【木材・木製品】

消費税増税の駆け込み需要どころか、その反動で需要減が激しく、市場は盛り上がり欠けた。原木



素材・製材製品共に、この夏以降薄商いが続いており、従来通りの当用買いに終始している。加えて、一時勢いのあった輸出材の動きも米中貿易摩擦の影響が一気に荷動きが鈍くなり、先行き不透明感は払拭できそうにない。

【木材・木製品】

住宅着工は落ち着いており、消費税増税の影響もあって製材製品の荷動きは前期に比べ悪い。製材各社とも秋需期に向けた製材品の生産在庫を確保しているものの、売上が期待できない状況にある。米中貿易戦争が激化し、木材製品についても関税が増加したため、中国から米国への輸出が減少している。丸太輸出価格は値下がりしており、輸出量も減少していることから、原木価格は当面弱保合いとなる見込みである。

【生コン製造業】

10月度の総出荷量は128,425立米(対前年比99.1%、うち官公需は57,505立米(同比104.1%)、民需70,920立米(同比95.4%))で官公需が増加、民需が減少となった。増加した地域は7地域(増加順に、喜界島170.5%、宮之城151.4%、屋久島147.6%)で、残り9地域が減少(減少順に奄美南部

52.2%、垂水桜島69.7%、種子島70.9%)となった。なお、鹿児島地域は、対前年度比で官公需165.9%、民需99.3%の合計111.2%となっている。

【コンクリート製品製造業】

10月度の合計出荷量は8,004トンの前年同月比81.9%で、前年度同月比を大きく下回る結果となった。該当した地区は、南薩、始良・伊佐、川薩、熊毛、奄美であった。中でも川薩地区と奄美地区の落ち込みが大きかった。10月度の受注も増えていないが、今後の受注増に期待したい。

【鉄鋼・金属(機械金属工業)】

相変わらず人手不足が継続している。年内は仕事があっても、工期が間に合わない物件が多い。来年度以降の見積もりが減りつつあり、ボルト入手難が周知されているためか、消費税増税の駆け込みもなく粛々と加工を行っている。

【印刷業】

消費税増税が始まり、軽減税率の導入、キャッシュレス還元等経済界において大きな変化があった。印刷業界としては飲食業界のような混乱は少ないが、2%とはいえ増税に違いないため、今後に影響が出ると思われる。

非 製 造 業

【総合卸売業】

消費税増税前の駆け込みの反動が見られ、業況先行きに不安を感じる組合員がいる。また、人材確保・育成が課題と答える組合員も多い。

【水産物卸売業】

前年同月比で、数量が88.8%、販売金額が92.0%、販売単価が103.4%と最近ではかなり苦戦した月となった。一昨年と比較すると数量が85%を割り込んでいるため、今後の供給減に不安を覚える。天然資源が商材のため、昨今の気候変動も気にかかる。

【燃料小売業(LPガス協会)】

11月積み中東産の液化石油ガスはプロパンが430ドル(前月比+10ドル)、石油化学原料のブタンは445ドル(前月比+10ドル)と小幅に上昇した。原油価格は横ばいで推移したが、プロパンは

需要期に向かい上昇傾向である。ブタンは、インド及びインドネシア需要がタイトになりつつあったが、一服感がみられる。本格的な需要期に向かい、価格の推移に注目する必要がある。

【中古自動車販売業】

10月に入り、急に厳しさが増した。消費税増税による駆け込み需要の反動減により、来店客が急激に減り、販売台数も2割以上落ちこんだ。このような状況下、日本各地で発生した災害により、関東・東北地方における車の需要が増えたため、価格が高騰し仕入が困難になった。新春まではこのような状況が続くと思われ、今後が懸念される。

【青果小売業】

大雨の影響で品薄の時期があり、価格の上昇が懸念されたものの、比較的安定している。



2名様～300名様までの各種ご宴会・ご宿泊、随時予約承ります。

〒892-0845 鹿児島市樋之口町8-2
TEL 099-223-1111/FAX 099-223-1700



【石油販売業】

米中貿易摩擦の影響が原油価格の先行きに不透明感を漂わせており、販売価格も不安定に推移している。台風・長雨の影響と消費増税の反動で販売量が激減した。夏場のドライブシーズンにおけるガソリン需要も不発に終わり、これからの時期の灯油需要に期待している。

【鮮魚小売業】

生鮮食品は消費税率が据え置かれたため、来店客数に大きな変動はなかった。10月20日に「お魚まつり」が開催され、多くのお客様でにぎわった。物販はそれほどなかったにもかかわらず、まぐろの切り身試食など大盛況であった。小売りについては、台風の影響はさほどなく昨年実績程度であった。単価安が続き、売りやすい価格だったことが考えられる。

【商店街(霧島市)】

10月の商店街売上は、消費税の影響が悪化している様子が見て取れた。一方で、行政による中心商店街活性化(再生)における「リノベーションまちづくり講座」は盛況で、商店主をはじめ地域住民の方々に参加いただいている。空き家や空き店舗等を活用した主体的なリノベーションやデザインに期待が集まっている。スクラップ・ビルドとは一線を画した、「あるものを活かすまちづくり」の輪が広がることを願っている。

【商店街(鹿児島市)】

再開発工事のため、相変わらず通行量は減少している。

【サービス業(旅館業/県内)】

台風による宿泊キャンセルが多く、全体的に芳しくなかった。

【測量設計業】

特に大きな変化は見受けられない。

【旅行業】

大韓航空の来年3月下旬までの再運休が決定し、これまで週15便もあったソウル線が、来年には週3便まで減少することとなる。問い合わせも以前より格段に少なくなった。鹿児島から直行便で行ける身近な国であったが、関係悪化を受け、年末年始の旅行にも大きな影響が想定される。他のトピックとして、来年のかごしま国体まで1年を切ったものの、大会に期待する企業・団体が50%を下回る等関心の薄さを感じ取ることができる。当組合でも全国障害者スポーツ大会宿泊・輸送計画策定業務に基づき、着々と施設調査等を進めている。

【建築設計監理業】

市町村等からの公募型プロポーザル公告が行われた。一定の参加資格要件があるため、手を挙げ

られる事務所は限定されるが、一定規模の施設が想定されることから期待を持って注目している。

【自動車分解整備・車体整備業】

消費税の影響で前月は忙しかったが、今月は一転、反動減となった。11月以降がどう推移するか気がかりである。

【電気工事業】

民間工事において、鹿児島市内に大型物件が散見されるようになってきているが、元請けは全国規模の大手である。ただし、現場の作業員(電工)が不足気味であり、人員確保に苦勞している状態である。

【造園工事業】

例年通りの公共工事の高木剪定業務や護岸伐採業務等があり、売上は安定していた。また、今年の特種要因として、来年開催されるかごしま国体に備えて、最後の段階となる運動公園等の整備が進んでおり、業務量は増加している。

【管工事業】

年度末工期の工事の発注も進み、引き続き工事量は多い状況にある。このような中、働き方改革に伴う週休2日を含めた休日の確保に対応できている事業所は少ないと思われる。

【建設業(鹿児島市)】

豪雨災害等が全国各地で発生しており、災害復旧に地元建設業者の果たす役割は益々高まっている。災害に強い国をつくるのが喫緊の課題となっているため、国では国土強靱化対策を強化する検討が始められている。

【建設業(南さつま市)】

南薩地区(南さつま市、南九州市、枕崎市)の土木公共工事の発注額は、昨年同月の5倍近くとなった。特に南さつま市においては、県・市とも大きく増加した。一方で、コンクリート二次製品の価格は上昇した。

【貨物自動車運送業】

県下165運送事業者の燃料の購買動向は、前月と比較して112.04%の増加となり、前年同月と比較して、102.90%の増加となった。

【運輸業(個人タクシー)】

消費増税に伴い10円の運賃値上げとなったが、利用者減少の印象はさほどなかった。しかし、今後の動向について楽観はしていない。

【運輸・倉庫業】

野菜は台風の影響で出荷量が少なかった。22日が祝日となり稼働日も減った中、消費税増税の反動が、食品の動きも低調だった。燃料は高値を維持しているため、エコ・省燃費運転に努めている。

令和元年11月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)
(株)帝国データバンク 鹿児島支店

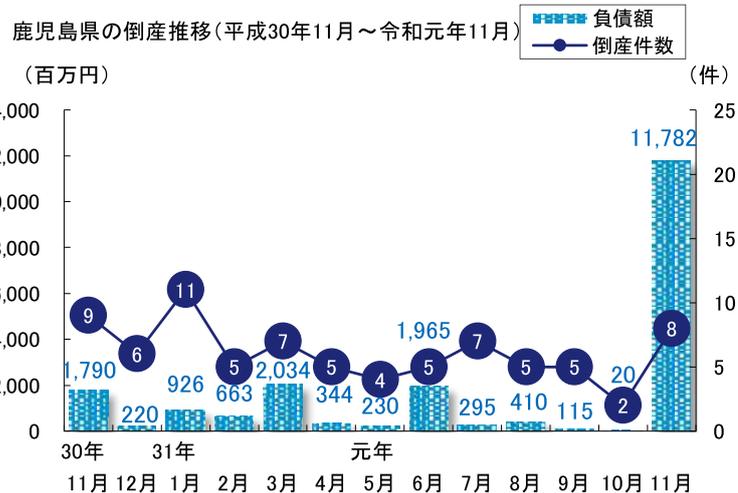
件数8件 負債総額117億8,200万円

〔件数〕前年同月比1件減 〔負債総額〕前年同月比558.2%増

ポイント

～負債総額が3年3カ月ぶりに100億円を超える～

- ◆11月の倒産件数は8件で、9カ月連続で前年同月比減となった。負債総額は(株)B(仮想通貨ATM販売ほか)の大型倒産(負債額109億4439万円)の発生により、前年同月比558.2%増となった。鹿児島県で負債総額が100億円を超える倒産が発生したのは、3年3カ月ぶりである。
- ◆負債額別では5,000万円未満の小規模倒産が8件中4件だったが、100億円以上が1件発生し、負債総額を押し上げた。
- ◆業歴別では30年以上と業歴の長い企業の倒産が5件と多かった。



【今後の見通し】

鹿児島県の11月の倒産件数は8件となり、9カ月連続で前年同月比減となった。ただし、4カ月ぶりに前月を上回り、2019年に入って1月(11件)に次いで2番目に多かった。負債総額は久しぶりの大型倒産の発生により100億円を超えた。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB景気動向調査」によると、鹿児島県の11月の景気DIは45.1で、前月より1.4ポイント悪化した。3カ月ぶりに前月を下回っており、10業界中、「農・林・水産」、「建設」、「製造」、「卸売」、「小売」の5業界が悪化となった。日韓関係の悪化に伴い韓国からの観光客が減少し、ゴルフ場、ホテルの利用客が減っているなどの声があがっている。

11月29日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、「全体としてやや弱まっている」との判断が継続された。生産活動では電子部

品、焼酎生産、かつお節生産、生コン出荷量が前年を下回り、畜産関連は10月の子牛価格、肉用牛枝肉価格、ブロイラー相場が前年を下回った。10月の主要ホテル・旅館宿泊客数は6カ月連続で前年を下回り、投資関連では、10月の公共工事請負額、9月の新設住宅着工戸数は持ち家、貸家、分譲ともに前年を下回った。

11月の倒産件数、負債総額ともに増加し、負債総額は大型倒産の発生で3年3カ月ぶりに100億円を超えるなどインパクトがあった。また、倒産にはまだ至っていないが、資繰り悪化や、経営の厳しい企業が新設会社を設立し、営業権を移して存続を図ろうとする事案が増えるなど、経営状況の悪化に伴う情報が増加傾向にある。景気の状態も不安定であり、今後も倒産が増えていく可能性は否定できず、動向は注視していく必要がある。

令和元年11月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額(百万円)	資本金(千円)	所在地	態様
(株)A	管工事	200	30,000	鹿児島市	破産
(株)B	仮想通貨ATM販売ほか	10,944	20,000	鹿児島市	破産
(有)K	遊技機器修理・設置	33	3,000	中薩地区	破産
(株)K	養鶏	330	3,000	南薩地区	特別清算
(株)B	広告代理業	10	1,000	霧島・始良地区	破産
(有)N	木造建築工事	28	5,000	大隅地区	破産
(有)O	クルマエビ養殖	227	5,000	大島郡地区	破産
【個人】	植物小売	10	—	大隅地区	破産

※主因別では、「販売不振」6件、「放漫経営」1件、「その他の経営計画の失敗」1件。

中央会年始会

- 日時 令和2年1月7日(火)
10:00~12:00
 - 場所 鹿児島市
「鹿児島サンロイヤルホテル」
 - 参加料 3,000円
- ☆お問い合わせは総務企画課まで

組合自治監査講習会

- テーマ 監事の役割と監査の方法
 - 講師 監査法人かごしま会計
プロフェッション
公認会計士 森 毅憲 氏
 - 日時 令和2年1月30日(木)
13:30~16:30
 - 場所 鹿児島市
「鹿児島サンロイヤルホテル」
 - 参加料 無料
- ☆お問い合わせは組織振興課まで

お問い合わせ

鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階
TEL:099-222-9258 FAX:099-225-2904



今月の表紙

薩摩焼

薩摩焼は17代藩主島津義弘公が文禄・慶長の役(1598)において陶工を連れ帰ったことに始まり、苗代川焼・龍門司焼・野野焼の3つの流派に大別されます。

表紙の作品は、苗代川(現:美山)に築窯して製陶したことを起源とする「苗代川焼」の白薩摩の作品です。

作家は、苗代川焼・薩摩焼窯元 荒木陶窯 15代目で、鹿児島県薩摩焼協同組合 理事長の荒木秀樹氏です。第35回西部工芸展大賞をはじめ、多数受章されています。当窯元の白薩摩は薩摩焼の伝統技法により制作されており、表面の細かい貫入(※)を特徴としています。

※貫入(かんにゅう)…釉薬と素地の収縮率の差により、焼成後の冷却時に生じる表面の味わいあるひび模様のこと。

令和2年1月

7日(火) 10:00~	中央会年始会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
30日(木) 13:30~	組合自治監査講習会 「監事の役割と監査の方法」 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」

令和2年2月

20日(木) 10:00~	組合決算講習会 「組合の決算実務について」 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
------------------	--

編集後記

本のページをばらばらとめくるように月日はつらつら、あつという間に今年も残りわずかとなりました。朝晩はめつり冷え込み、街を歩けば葉を落とした木々やさらびやかなイルミネーションが冬の訪れを感じさせます。イベント事が多く家族や友人と過ごす機会が多いこの季節。皆さまと大切な人たちの周りでたくさん笑顔がふれますように。

(連携情報課 下田)

表紙・本文中で登場するぐりぶー&さくらとその子供達は鹿児島県のPRキャラクターです♪

©鹿児島県ぐりぶー・さくら#545-1





お役立てください県共済



- ◆火災共済
- ◆自動車事故費用共済（まごころ共済）
- ◆生命傷害共済
- ◆医療総合保障共済・傷害総合保障共済
- ◆自動車総合共済（MAP）



県共済

鹿児島県火災共済協同組合

理事長 小正芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1(産業会館) TEL (099)225-4218
 ホームページ <http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai> FAX (099)227-3595

商工中金は、国とともに、
 中小企業をサポートする公的金融機関です。

- 特長その① 長期的な視点で安定したお取引
- 特長その② 中小企業の経営課題に対応する総合的な支援
- 特長その③ 全国と海外のネットワークでビジネスをサポート
- 特長その④ 協調と連携で地域経済の活性化の力に



本店 東京都中央区八重洲2-10-17
www.shokochukin.co.jp/

鹿児島支店 099(223)4101
 〒892-0847 鹿児島市西千石町 17-24



個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定(当金庫内比較)

固定金利の半年複利(元本保証)

1年、2年、3年から期間が選べる

安心、確実、お得に増やす

定期預金 **マイナーベスト**



NEW!

平成29年7月 制度スタート!

中央会の **ビジネス総合保険制度**

**（事業活動を取り巻く様々なリスクから
会員事業者をおまもりします!）**

賠償責任リスク

管理ミスで資材置き場の材木が倒れ近くで遊んでいた子供がケガをした!



給排水管からの漏水により階下テナントを水浸しにさせた!



事業休業リスク

火災が発生し店舗を休業した!

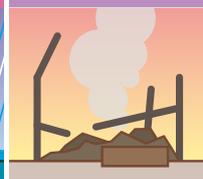


集中豪雨によってビルが水浸しとなり店舗も休業した!



財物・工事のリスク

火災により店舗または設備が全焼した!



台風で建設中の建物が浸水した!



特長 1 中央会のスケールメリットによる**割安な保険料水準**

特長 2 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、**一本化してご加入**

特長 3 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)リスクを**総合的に補償**

特長 4 事業休業補償により災害に遭った際の**事業継続のための資金を確保**



引受保険会社で補償内容およびラインナップが異なります。保険の内容の詳細は各引受保険会社が作成するパンフレット等をご確認ください。

【制度運営】

全国中小企業団体中央会

【お問い合わせ先】

鹿児島県中小企業団体中央会

〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町9番1号5階

TEL: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

【引受保険会社(中小企業PL保険等既存制度の取扱件数順)】

東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●この広告は全国中小企業団体中央会が作成したものです。

●この広告はビジネス総合保険制度の概要を示したものです。保険の内容の詳細は引受保険会社が作成する約款、「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認ください。

発行所/鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 〒892-0821

電話: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

発行人/小正芳史 印刷所/株式会社イースト朝日

電話: 099-266-5522 FAX: 099-266-5523